

第 60 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 27 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,520円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用375,760円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,330円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60,070円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用48,359円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用59,103円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用93,269円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用42,000円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,100円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。